# 一制定・改廃の概要ー

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

の一部を改正する条例の一部を改正する条例

**公布年月日・番号** 平成 28 年 11 月 22 日・東京都条例第 102 号

### 1 概要

#### (1) 改正理由

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成28年環境省令第25号)の施行による水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年環境省令第30号)の改正を踏まえ、東京都における公共用水域に排出する汚水(カドミウム及びその化合物)の排水基準に係る暫定排水基準の適用期限を改める必要がある。

#### (2) 改正内容

附則第2項に定める暫定排水基準の適用期限を次のとおり延長する。

ア 溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)平成28年11月30日まで → 平成29年11月30日まで

イ 金属鉱業

平成28年11月30日まで → 平成31年11月30日まで

## 2 施行日

平成28年12月1日

#### 3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655